

分担金・拠出金の名称	日中韓協力事務局拠出金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	204,102千円	総合評価
拠出先の国際機関等の名称	日中韓協力事務局	義務的拠出金			B
国際機関等の概要及び成果目標	<p>(1) 当該機関の設立経緯等・目的 2009年10月、第2回日中韓サミットで李明博・韓国大統領(当時)が設立を提案。2010年12月、設立協定署名。2011年5月、設立協定発効。同年9月、ソウルにて活動開始。日中韓3か国間の首脳会議、外相会議、その他の閣僚会議等の協議の仕組みを運営、管理するための支援の提供、協力案件の探求及び実施を促進することによる日中韓3か国の協力関係の促進等を目的とする。具体的には、シンポジウムやセミナーの開催、交流プログラムの実施、関連会合の議事録作成やロジ支援等を担う。現在の事務局長は、楊厚蘭元駐ミャンマー・中国大使。任期は2年。日本からは、2013年から2015年まで、岩谷滋雄元駐オーストリア大使を事務局長として派遣。</p> <p>(2) 拠出に当たっての成果目標 日中韓3か国間の協力を促進し、東アジア地域の平和と安定を確保しつつ、日中韓協力に係る活動における日本のプレゼンスを維持することを目標とする。</p>				
分類	評価基準	実績・成果等			
I 当該機関等の活動・組織について	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局自ら日中韓協力の促進に資する行事(日中韓協力国際フォーラム、日中韓記者交流プログラム、日中韓FTAセミナー等)を企画・運営している。また、日中韓3か国間の各種協議に積極的に参加。環境、防災、経済、青少年交流など多岐にわたる日中韓協力に分野横断的に取り組み、個別の分野における協力の推進に貢献するとともに、日本を含む締約国政府が日中韓協力の全体像を把握・設計するに当たっても重要な役割を果たしている。 ・日本をはじめとした3か国政府の働きかけにより、日中韓サミットや日中韓外相会議をはじめとした各種閣僚会合において合意された協力事項の進展に尽力しているほか、国際社会で合意された各種目標について、日中韓3か国で議論している。また、ASEAN等の他の地域国際機関との情報共有・協力にも力を入れている。 ・さらに、当該機関の取組の成果については、年次報告書の形で3か国に配布するほか、ホームページで広く一般に向けて発信するなど、当該機関のビジビリティを確保している。 			
	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・設立協定第5条により、事務局長については、韓国、日本、中国の順の輪番制により1つの締約国政府が指名し、また、事務局次長については、事務局長を指名した国の政府以外の締約国政府がそれぞれ1名を指名することと定められており、事務局の組織マネジメントに各締約国が必要な影響力を確保できる体制となっている。 ・設立協定第8条により、事務局の事業費は、締約国政府の均等の拠出により支弁するものとされており、財政マネジメントにも各締約国が必要な影響力を確保できる体制となっている。また、事務局は、翌年度予算案について、締約国政府からの求めに応じて必要な提案理由説明を行うとともに、締約国政府の理解を得られるような予算編成に取り組むなど、予算の不要な増額の抑制に努めている。拠出金の執行状況については、毎年、会計年度終了後、監査法人による監査を経て、会計報告書の形で3か国政府に報告されている。 ・我が国からは、透明性の向上の観点から、より明確な予算立案がなされるよう事務局に働きかけを行い、事務局側の改善努力が見られた。 ・外部監査の評価においては、特段問題等の指摘はなかった。 			
II 当該機関等	3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性	<ul style="list-style-type: none"> ・同事務局は、日本が従来から開催を重視してきた日中韓サミット・外相会議、防災机上演習等の個別の分野の協議等に参加することで、日本が実施する事業との間で相互補完的な事業を推進している。また、地域共通の課題や越境性の高い問題について3か国が緊密に連携することで問題解決に寄与することができる。 ・日中韓協力が日本外交の最重要課題の一つである東アジアの平和、繁栄及び安定の確保に不可欠であることに鑑みれば、本件拠出を減額した場合に3か国による協力に支障が出るばかりでなく、地域の平和と安定に重大な悪影響を及ぼしかねない。 ・日中韓の3か国間の協力を促進することで東アジア地域の平和と安定を確保することができている。 ・設立協定第5条により、事務局長については、韓国、日本、中国の順の輪番制により1つの締約国政府が指名し、また、事務局次長については、事務局長を指名した国の政府以外の締約国政府がそれぞれ1名を指名することと定められており、事務局の組織マネジメントに各締約国が必要な影響力を確保できる体制となっている。日本は、諮問理事会参加者3名を含む幹部職員7名のうち、2名を出しており(次長(諮問理事会参加者)、政治部長)(2017年6月現在)、それら幹部職員を通じ、所管部長を出している政治分野はもちろんのこと、幅広い分野にわたる事務局の意思決定について、必要な議席、発言力等を確保・維持している。なお、幹部職員の数、韓国2名・中国3名となっている(事務局長を出す国は、政治・経済・社会文化各部長のうち1名に加え、管理部長を出すこととなっているため)。 ・事務局次長等の訪日の際に打合せを設け、日本の考え等を適切にインプットしている。 ・事務局幹部職員が日本に出張する際(数か月に1回程度)には、事務局の活動や今後の方向性について意見交換をし、日本の考えをインプットしている。 			

と日本との関係について

<p>4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等</p>	<ul style="list-style-type: none">・2017年6月時点で、次長、政治部長の2名の幹部職員のほか、3名の日本人職員が勤務している(計5名)。・事務局が韓国に所在しており、全体として見れば韓国人職員の占める割合が比較的高くはなるものの、総務部員の内、会計、通信、運転等の技術職及び日常庶務を処理する事務職員を除いた専門知識や経験を要する業務に従事する職員の数でいえば、韓国(所在国)人11名に対し、中国人7名、日本人5名という構成であり、日本人職員が適当なポスト数(所在国・韓国の半分程度。中国人と同程度)を確保している。幹部職員については、7名中2名(韓国は2名、中国は3名)。・幹部職員7名中、次長、政治部長の2名が日本人である(韓国は2名、中国は3名)。・全職員に占める日本人職員の割合は21.7%。次長の日本出張時に国際機関職員向け説明会に参加し日本人職員増強に積極的に取り組んでいる。
<p>5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保</p>	<ul style="list-style-type: none">・次のとおりPDCAを確保。PLAN:事務局から事業計画を含む予算案の提示を受け、検討。加盟国間で協議を行い、韓国・中国と協力しながら精査する。DO: 分担金支払と事務局による予算案執行。外務省による運営・活動のモニタリング。CHECK:事務局による年次報告、進捗報告を受け、外務省による事後のモニタリング。ACT:事務局、加盟国の担当者間で恒常的に連絡を取り合い、事業、運営における改善点等を指摘。・毎年、会計年度終了後に会計報告書を受領している。・PDCAサイクルにおいて、常に事務局、加盟国担当者間で協議を行っている。
<p>担当課室名</p>	<p>アジア大洋州局地域政策課</p>